

被扶養者認定基準(内規)の制定趣旨と組合員の皆様へのお願い

健康保険組合の適正かつ継続的な事業運営のため、組合財政の健全化の観点から被扶養者の適正な資格管理は不可欠なものです。

従来ファイザー健康保険組合（以下「組合」という。）では、被扶養者の認定について、健康保険法第3条7項及び社会保険庁からの通知（以下「法令・通知」という。）の解釈の範囲内において、柔軟かつ弾力的に運用してまいりました。

しかし今後組合財政の健全化を推進するため、そしてより公正な給付をするために、かかる法令・通知による被扶養者の認定の取扱いを基に、ファイザー健康保険組合被扶養者認定基準を新たに制定し、今まで以上に被扶養者の認定を適正に行うことといたします。

以下に被扶養者の定義、および被扶養者として認定する判断方法について記載いたしましたので、組合員の皆さまのご理解とご協力を頂きたいようお願い申し上げます。

<被扶養者とは>

被扶養者とは『主として組合員の収入により生計を維持されている事実があり、続柄、収入など一定の条件を満たしている家族』について組合に申請し、認定された方です。

被扶養者として認定された方は、組合員の皆さまが支払った保険料により、組合員と同様、疾病、負傷、出産、死亡の保健給付を受けられることとなります。

組合における「扶養」とは、義務的または精神的な扶養ではなく、生活費の負担をしているという生計維持という意味の扶養です。

<被扶養者の認定について>

被扶養者認定は、単に認定対象者の収入が基準内であればよいというものではなく、また申請すればすべてが被扶養者になれるものではありません。

生計維持関係の実態がないのに被扶養者にするということは、その被扶養者への医療費の支払による組合財政の悪化を招き、結果として事業主や組合員への負担を増加させかねません。

組合では「ファイザー健康保険組合被扶養者認定基準」に基づき、収入確認はもとより、扶養事実の有無、生計の実態、扶養能力、社会通念等を総合的に勘案し、今まで以上に適正かつ公平に被扶養者認定の可否を判断してまいります。

<認定のための確認資料提出依頼について>

被扶養者認定は生活実態そのものの確認であることから、その目的のため組合員の皆さまには私的な事情を含む確認資料等の提出をお願いすることとなります。

組合では当然のことながら情報の流出防止、目的外使用の禁止及び守秘義務等個人情報の保護に努める義務があり、それを徹底してまいります。

被扶養者の認定について、組合は全組合員に対し慎重にまた公平・公正に審査、確認をしますので、組合員の皆様におかれましてもご理解とご協力をお願いします。